#### 2023年1月号

# 弁護士 大関太朗の レターケーション

Vol. 108

## 血尿



昨年末、パパ友からフルマラソンへの参加を誘われました。

ぎっくり腰になってからモチベーションが下がり、ジョギングをサボりぎみだったので本当に悩みましたが、挑戦を受けたか

らにはということで出場することにしました。

出場するのは4月に行われるかすみがうらマラソンです。 約3か月間の練習で完走(できればそれなりのタイムで) できるようになるため、衰えた体力を取り戻すべく、いつも より長めの距離を走っていたところ、血尿が出てしまいまし た。念のため病院に行って検査をした結果、激しい運動が原 因だろうとのことでした。今後も激しい運動をすれば血尿が 出ることもあるが特に問題ないようですので、大会当日に向 けてできる限り頑張ります。

#### 執行官

裁判所の建物内に執行官室があるので、公務員として国から安定 した給与を得ているのだろうと思っていました。

しかしながら、実質的には個人 事業主と変わらないようです。強 制執行の申立てがなされないと売 上げをあげることができず、裁判 所の職員も自腹で雇用していると のことでした。

コロナ禍の初期に裁判所が機能 停止してしまった際は、本当に大 変だったと嘆いていました。

## 執行費用額確定処分申立て

昨年末に建物明渡しの断行を行いましたが、その手続きにかかった費用は、執行官の手数料や 荷物の運び出し業者に対する支払いなど総額45万円程度でした。

この費用はとりあえずは賃貸人が裁判所に事前に予納することになります。家賃を滞納した賃借人を追い出すという目的を達成することができれば、この費用負担は仕方ないという依頼者が多いです。ですが、執行費用額確定処分申立てをすることで、これらの手続費用について賃借人の財産を差し押さえることができるようになります。ですので、賃借人から回収できる見込みがあるのであれば、この手続をやってもよいかもしれません。

ただ、多くの場合は金銭的に余裕がないから家賃を滞納しているのであり、未払賃料も含めて 回収をすることは非常に困難です。

# 取手駅前法律事務所

弁護士 大関 太朗

〒302-0004 取手市取手 2-10-15 ナガタニビル 5F

TEL 0297-85-3355 FAX 0297-85-3377

URL http://mo-law.net/ 営業時間:9:00~18:00 (平日) 土・日・祝日相談可能 (要相談)

#### 弁護士紹介 **大関 太朗**

平成13年 早稲田大学商学部 卒業

平成18年 司法研修所入所

平成19年 弁護士登録(登録番号:35538)

東京弁護士会 安藤総合法律事務所 入所

平成23年 茨城県弁護士会へ登録換え

眞鍋・大関法律事務所 開設

平成28年 取手駅前法律事務所 開設